



付録

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪公立大学都市科学・防災研究センター 公開日: 2024-03-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川瀬, 瑠美, 矢野, 淳士, 楊, 慧敏 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/0002000493

付録

(1) 台湾調査報告

台湾コミュニティ実践協会（台湾社區實踐協會）

川瀬瑠美（広島文教大学）

2023年2月下旬に、台湾での訪問調査を実施した。訪問先は、「台湾コミュニティ実践協会（台湾社區實踐協會）」である。以下では、各訪問先の概要、そこで行った聞き取り調査の文字起こしデータなどをまとめる。

1 概要

台湾コミュニティ実践協会は、台北市萬華区で活動する、民間団体である。萬華地区は、古い建物や住居が多く、貧困家庭や低所得者層が多い地域となっている。2007年に輔仁大学の社会福祉専攻の学生が、カリキュラムの一環としてこの地域に入り、社会的不利を抱えた子どもや家庭の現状に対して、支援を行う活動を始めたことがきっかけで結成された。2010年には現在の「台湾コミュニティ実践協会」という名称となり、現在まで10年以上、子どもの放課後の居場所提供を中心に、活動を続けている。



図1 台湾コミュニティ実践協会が活動を行う萬華区の地図
(台湾コミュニティ実践協会 HP より抜粋)

現在7名のスタッフが所属しており、そのスタッフの半数近くはソーシャルワーカーの資格を持っている。現在行われている活動は主に、子どもの放課後の居場所支援である。現在2つのオフィスを所有しており、そのうち1つを子どもが集まり放課後に活動するためのスペースとして使用している。開放時間は、火曜から日曜の13:30-17:30（火曜と金曜は18:00-21:00も開放）となっている。参加している子どもは小学生から17-18歳まで幅広い年齢層となっている。

活動の財源は、20%を台北市社会局からの補助金、30%を台湾政府の補助金、50%を基金会からの募金や直接の募金で賄っている。

そこでは次のような活動が提供されている。



図2 活動用オフィスで子どもたちと活動している様子
(台湾コミュニティ実践協会 HP より抜粋)

2 活動内容

2-1 撮影や家電修理の技術習得の支援

近隣の中古家電店の協力や撮影技術を持ったスタッフが中心となり、子どもたちが学校の学習内容とは異なるものに触れられるよう、撮影技術や家電修理の技術習得ができるようなワークショップが開催されている。撮影され

たものは協会の建物内に掲示されたり、家電修理をしたものは販売して子どもたちの活動費にしたり、成果が目に見える形になるよう工夫されている。

2-2 宿題への学習支援やスペースの提供

オフィス内には、子どもが宿題をできるような机とイスが設置されたスペースがあり、そこで宿題をする時間の確保や学習支援が行われている。

2-3 長期休暇を活用したイベントの開催

夏や冬の長期休暇には、子どもたちが参加できるキャンプやバーベキュー、小旅行などイベントが開催されている。また新型コロナウイルス感染症対策のために集まることができなかった時期には、オンラインでのイベントも行われた。



図3 小旅行の様子
(台湾コミュニティ実践協会 HP より抜粋)



図4 バーベキューの様子
(台湾コミュニティ実践協会 HP より抜粋)

2-4 台北市での貧困の現状を伝える活動

子どもへの直接支援だけではなく、貧困状況にある人びとの生活実態を伝える活動も行っている。2022年には、「台北の困窮にある人びと（貧窮人的台北）」という展覧会に参加した。



図5 展覧会のポスター
(台湾コミュニティ実践協会 HP より抜粋)

3 まとめ：今後の調査の展望

以上のように、台湾コミュニティ実践協会では、地域内の子どもの放課後の居場所を提供する支援を中心に、長期休暇中の居場所支援や学習支援なども行われている。そこに加えて、展覧会への参加のような、社会への周知活動も積極的に行われている。

しかしながら、「ヤングケアラーのような、家庭の家事を担ったり、親の

精神的ケアをしていたりする子どもはいますか」という質問をしたところ、「そのような子どもに出会ったことはほとんどない」「子どもはむしろ家事などはしたがない」といった答えが返ってきた。ここから、子どもに関わる実践を行っている人々にも、ヤングケアラーという認識はまだ広がっていないことが見て取れた。

今後は、実践を行う団体へより広く対象を広げ、支援事例を収集し、ヤングケアラーとして課題を抱える子どもの実態を調査継続していく必要がある。

参考資料

台湾社區實踐協會 HP (<https://www.twcpsw.org/> (2023年3月17日閲覧))

(2) 台北市南機場地区における教育を目標とした再開発

矢野淳士 (AKY インクルーシブコミュニティ研究所)

本稿は、台北市南機場地区にある忠義国民小学校周辺エリアで進められている再開発事業に関して、2023年2月21日に同小学校校長と里長に対して実施したインタビューの様子を、当日の録音音源を基に文字起こししたものである。

里長：2014年、台北市政府は忠義国民小学校を廃校にするという決定を出しました。それ以降、いろんな構想や反対側からの抗議で学校の存続を守ることができました。2019年には、市政府からは許可をいただきまして、この地域を忠義社会福祉センターにするということが決められました。これからこの学校が対象とする児童は、出産してから0歳から12歳までの学生はすべて対象になります。さらに、この学校を0歳から100歳までの福祉センターにするということを構想しています。この小学校の事例はかなり珍しいということで、逆転というか、以前の小学校の様子ではなく、また新しくできたという学校の考えから、これから先生たちから詳しく説明して頂きます。

外は今工事していますが、あと1年間ぐらいで工事が終わる予定です。1年後なんですけど、もしお時間がありましたらまた全先生と皆さんもぜひまた来てください。これから校長先生から皆様にプレゼンテーションをさせていただきたいと思います。

校長：この小学校が一番有名なのは柔道です。学生の皆さんは、柔道と運動で体を動かすという感じです。先ほど里長さんからもお話しした内容になるんですが、この学校はすでに50年間ぐらいの歴史を持つ学校で、以前は忠義という地区を知る、入る、そして感動をもたらすというのが目標だったんですが、今はこの忠義地区を再生するということを目指しています。中華民国55年の時に創立したので、もうすでに、ちょうど50年間の歴史を歩んでき

ました。また、南機場というのがすごく人情があふれる街で、この地区は台北では伝統がある街です。今示した通り、台北市内のまさに中心に忠義小学校が中心にあります。

先ほどお話した、この学校が廃校されるという危機がありました。当時私たちはこの危機を新しいチャンスとして考えました。そのプロジェクトが忠義教育社会福祉学区です。この「EOD (Education Oriented Development)」という、教育を目標とした都市開発プロジェクトでは、台北市内で一番目のモデル地区です。今写真に写っている建物が、もともと非常に古い建物で、構造はかなり脆弱ということで、新しく建て直す、あるいは強度を補強するために、現在工事をしています。この工事が終わった後は、震度 7 の地震に耐えることもできます。また、この建物の改修許可については、今は認定許可です。証書があります。

今は、この建物が耐震の関係で、まだ建設されていないというか、古い部分をもうすでに取り壊しています。台北市内では、耐震能力の低い建物が、数万棟あります。古い建物を取り壊した後は、また新しい建物を建設するか改修することを計画しています。ここは正規規格という、建物のイメージです。

この地区は、台北市の都市更新のプロジェクトが進められていまして、特に、この地区で中継住宅を建てる計画もしています。そして、今回のこのプロジェクトが、台北市の中継住宅建てるプロジェクトと合わせて、政府の支援を受けています。また、小学校と地方の、もともとのこの小学校が廃校になる予定だったんですが、この地域の地域団体の抗議のおかげで、今はこの学校を守ることができましたが、また新しく都市更新のプロジェクトと合わせて計画を立てています。

前の方に、MRT と、あと福祉のビルディングが青い屋根の所です。横の小さい建物が学校の部分です。MRT の駅と福祉センター、あと学校、3 つの機能がこの 1 つの建物に入っています。MRT とは、日本では地下鉄というものです。

この、新しくできる予定の地下鉄の路線は萬大線という路線です。この路線の一つの駅は、この学校と併設する予定になっています。の萬大線は、2025

年には開通する予定になっています。今の学校が直面しているのは台北市の都市更新、そして新しくできる MRT の駅、そして校舎の改修と、新しく建設する予定の建物、この 3 つのプロジェクトです。このプロジェクトを進めることができたのは、やはり前任の台北市の市長、柯文哲っていう人のおかげです。

今回のプロジェクトについてですが、科学技術やデータを使って、民間や地域住民にも参加していただき、ワークショップ等も行ってきましたので、今回のプロジェクトのいろんな課題の解決を目指しています。このプロジェクトは、民国歴の 107 年から始まりまして、もうすでに第 3 段階に入っておりまして、最初は計画期、そして始動期にはワークショップ等で地域の方と話し合ったりしまして、今は最盛期に入っています。

今回のプロジェクトに関しましては、いろんな海外の事例も参考にしまして、日本の広島の方の一つの事例もありまして、あとドイツとスペインの小学校の再生の経験を参考にしながら今回のプロジェクトに至りました。

今回のプロジェクトが成功できたのは、やはり前台北市市長と前台北市の社会局長のお二人のおかげで、今回のプロジェクトを進めることができます。今回のプロジェクトでは、地域コミュニティと連携を取ることが第一として考えてまして、あとはすべての年齢層の方がこのプロジェクトに参加することができるということ、そして資源の共有をするのが今回のプロジェクトで重視してる部分です。今回、ここではコミュニティセンターと育児センター、あとは幼稚園、高齢者の福祉センター、そして若者たちのために建てられた住宅があります。あと、地域コミュニティの体育館があります。あと、学校の部分は 2 つの言語を使える実験的な小学校、またモンテソーリ教育も組み合わせていますので、今回は 2 つのプロジェクトが小学校の方で進められています。

先ほど挙げたすべての内容が、地域の方と話し合いをしながらできたものです。私たちは地域との対話、そしてイメージの構想などを繰り返して実践しながら今回のプロジェクトに至りました。私たちは主に、公民、民間の産業をすごく重視していて、また、政府部門と民間の団体、それと小学校、いくつかの学校との連携を取りながら、今回のプロジェクトになっています。

先ほど紹介したのは、公民の産業の部分はその地域の住民だけではなく、議員、そして里長、あと学生もこのワークショップ、あるいはこの学校の再生のディスカッションにも参加していただいています。また、建築学部の学生も校舎の改修のプロジェクトの構想にも参加していきまして、今は民間の産業の部分ですごく重視しています。また、政府部門が提携しているプロジェクトは、主に先ほど話した、「EOD」と「TOD (Transit Oriented Development)」で、教育の開発、そして MRT と地域施設による建物の共同利用というのが、今、台北市の部門と提携しています。特に、現在台北市が行っている都市更新の施策に関しては、非常に面積がかなり広い範囲で行っていますので、一応その部分も民間部門も参加しています。里長の方も、別の台北市政府の方にいろんなアイデアやアドバイスとかも出しています。

今見せている写真は、将来完成したものになります。真ん中は福祉施設、一番右は小学校の校舎を改修したものです。従来の考えだと、駅は1つになって、また、福祉施設も1つの建物になっていて、学校も1つの校舎になるという考えなんですけど、今回は私たちが MRT の駅、福祉施設、そして学校、この3つを1つに集約しています。

構想としては、将来的に経済の共有と循環、そして建物の耐震、それからスマートシティも組み合わせながら、将来的には防災の基地になる場所です。最後は、民間の企業と提携して、将来的には、すべての内容を含めて1つの建物にしたいという考えです。今見せているのは、将来の MRT が完成したものになります。校舎がよりスマート的、そして、より地域の連携を取りながら、グリーンエネルギー等の環境にやさしい施設を作りたいというのが、目指している目標です。また、地域の住民たちにもっといいサービスを提供するために、運動できる空間等も作りたいと思っています。また、最後は、台北市初めてのモンテソーリの実験小学校を作りたいと思います。ありがとうございました。以上になります。

里長：この小学校は台北市内で初めて、全員が参加するプロジェクトになります。今回は専門家の方々と、学校の職員の方、学生、地域の住民なども今回のプロジェクトに参加しています。台湾も今、少子高齢化に直面していま

す。この忠義小学校の事例は、もうすでに台北市で他の学校も参考にしています。また、信義区のヨンチェン小学校も事例を参考にしています。また、台北市は今までは少子化に対しては廃校になったりとかもありましたが、もうすでに考え方が今ではよくないという考え方なので、もうすでに1つのコミュニティの中に高齢者が30%以上になったりする地域もあつたりしますので、少子高齢化に対して地域の課題に直面しなければならなくて、このプロジェクトを推進することができています。

以前から私が考えたのは、朝ご飯を子どもが祖父母と一緒に食べることができるのを期待してしまして、また、昼ご飯も祖父母と一緒にご飯を食べることができるということも考えています。やはり、このような小学校で高齢者の方々が入ると、小学校の学生たちも高齢者の世話をしたりするのが非常に良いアイデアではないかと考えています。台北の前市長と対話できるのは、また説得力があるのは、私自身が高齢者の福祉サービスを提供していますので、この観点から台北市の前市長と対話することができました。

現在、私がやってるプロジェクトでは、3つのポイントがあります。1つは「送る」というのが高齢者の方の自宅にお弁当を直接送るというのが1つのサービスです。あともう1つは、まだ動ける方、まだ元気である方が、私の今やっているセントラルキッチンの方に弁当を取りに来ていただいて、そして持ち帰るというのがもう1つのポイントです。3つ目のポイントが、みんなで一緒に食べるというのが高齢者の方たちにとっては非常に重要であるということです。あと、現在私がやっているプロジェクトでは、小学校と中学校の放課後の輔導をしています。、また、夏休みや冬休みも関係なく、学生たちが私の所に来たら、昼ご飯は高齢者と一緒にすることもできます。もともと高齢者の福祉サービスを提供するのは、かなり人手が足りていないというのが現状で、忠義小学校が新しく建て直された後は、より多くの学生たちと一緒に協力することを望んでいまして、以前は1日200人ぐらいの高齢者しか対応できなくて、また将来的にこのような大規模な学校ができれば、より多くの高齢者にサービスを提供できるのではないかと考えています。

将来はこの地区では、学校の力が1つの里じゃなくて、この近くの10個の

里全部の高齢者にもサービスを提供できるようにしていきたいと思います。1つの学校、そして福祉施設、地域の文化の3つの面を全部融合しながらプロジェクトを作成していますので、やはりこのプロジェクトができた後は複製できるというのが非常に重要でありまして、台北市の他の所でも進められるのは非常にありがたいです。今一番期待しているのは、やはりこの今改修している建物が1日でも早く完成できるよう、心から祈っています。ありがとうございます。

全：校長先生、里長、ありがとうございました。本当に素晴らしいプロジェクトで、交通、福祉、教育という、異種混合的なこういうプロジェクトの開発っていうのも成功できるんだということを知ってですね、大変勉強になりました。それとともに、2点ほど質問がございますが、まず1点としましては、基礎的なことなんですけれども、このチラシを拝見しますと、小学校が12クラスと特別支援学級っていうんですかね、それが2つクラスがあるっていうふうになっているみたいなんですけれども、この小学校の生徒の規模っていうのは何人ぐらいおられるのかということと、開発が全て終了した後ですね、すぐ駅ができてしまいますので、これまではおそらくこの地域の近所のお子さんたちがこの小学校に通うっていうことになってたと思うんですけれども、その仕組みっていうのはそのまま続くのか、もしくは駅が近くになってくるに伴って、遠方からこの小学校に通いたい希望の生徒も増えてくるんじゃないかという感じもするんです。それに関しては、近所の学校に通うことになって、あくまでも小学校区というのはこの近所のお子さんが通うということだけになるのかということに関して、まず1点をお聞きしたいと思います。

校長：新しく建て直す校舎は、学級の班の数は前よりは減っていますが、12班プラス2班、その2班は体育班になっていますね。柔道をやっている特別の班になってまして、この1つの班は約25人、将来的には1つの学校300人の学校になる予定です。あと、外部、ここは将来的には実験小学校になりますので、外部からやってくる人も増えると思うんですが、今使っている校舎が中継校舎になってまして、1つの班しか受けられなくて、もうすでに25人が

定員になっています。あと、将来は幼稚園の方も新しい幼稚園を校舎内に誘致する予定になってまして、幼稚園は5班にする予定です。1つの班は25人という感じです。

全：じゃあ、外部から入学できるちゅうことですよ、地域に限定するわけじゃなくて。

通訳：そうですね、まあ外部からも入れますね、そうです。

全：ありがとうございます。もう1点なんですけれども、以前から里長からいろいろ話を伺いながらですね、この学校の周辺地域っていうのは非常に課題が山積みで、私の表現では社会的不利地域として、まあいろんな不利を抱えている、親御さんも含めてですね、お子さんも不利を抱えている児童・生徒が多いというのを伺っているんですけれども、そういった地域課題がたくさんある中で、学校と、先ほどからお話が出ていたように、学校と地域の連携というのは非常に重要な課題であって、それも積極的に取り組んでおられるということもうかがっているんですけれども。施設の他に、そういった地域との接続に向けた教師なんですかね、人材という側面では、こういった業種の役割、特定のその業種の役割や、業種の職種とかがいらっしゃるのかどうか、またそういったシステムがあるのかどうかということについて、お伺いできればと思うんですけど。

校長：さっきの質問に対しては、2つの面から回答していきたいと思います。1つは、授業のカリキュラムについてなんですが、もともと学校内でも地域を知るためのワークショップや、あるいは学習の授業もありますので、それを続けてやっていきたいと思います。もう1つは、モンテソーリの教育理念に基づいて、社会的不利の立場にいる学生たちは、学校での学習が不利にならないように配慮する予定になっています。また、この周辺地域では、そもそも学習に対して弱者である学生たちもいますので、やはり里長と提携しながら、里長さんの方も放課後の支援とかもやってますので、そういった地域

の資源と提携しながらやっていきたいと思っています。

里長：先ほど話した、社会的不利な若者、あるいは児童たちに対しては、そもそもこのプロジェクトの中では、青年、若者の自立住宅など、先ほど紹介したものがあまして、そこは台北市の社会局と提携して、萬華地区の家庭事情が困難な学生たち、あるいは児童たちがこの住宅に入れるようにしています。また、他の社会的弱者である学生たちに対しては、主に16から18歳の学生が多いので、里長の方で今やっている内容としては、子どもたちにコーヒーの作り方を教えています。また、教えるだけでなく、イギリスのコーヒーの認定証書をもらせるように訓練をしています。すでにもう何人かはこの証書を取ることができて、今は里長が経営している他のコーヒーレストランでバイトをしています。つまり、住宅課題、そして食事問題、こういった課題に直面しながら、給料も出しています。こういった、16から18歳の子どもたちに人生のお世話をしています。

全：ありがとうございました。他の方、もし何かあれば。

衣川：ご報告ありがとうございました。校長先生に一つご質問をします。この、教育社会福祉センターを作るにあたって、ワークショップをして、市民であるとか、地域住民の意見を取り入れながら建物を作っていくというプロジェクトが進められているというのは、ハードを作るだけじゃなくて、実際使っていく市民の意見を取り入れていくというのは、すごく参考になるなと思いました。で、ワークショップの中で、市民の方も意見を出したと思うんですけど、小学校側から何か意見を挙げたのかとか、あとは配慮を求めた点とか、何か要望を政府に挙げたとかがあれば、教えていただきたいです。

校長：非常に難しいご質問なんですけど、先ほど、里長さんからの回答になりまして、小学校の校長先生がそもそも教育局の体制の下に置かれるものなので、非常に政府に問題提起するのが難しい状況でありまして、逆に学校側からじゃなくて、地域の住民側から、学生たちの親たちと一緒に課題を考えた

り、2014年の廃校になる時期には、地域の反発が非常に強かったので、やはり学校側からじゃなくて、地域の住民の方々や大学の専門家と提携して、社会運動に似たような形で地域の反発的などころがありました。

あと、学校の役割としては、計画を立てるのが非常に重要であり、特に、地域の住民や学生たちに夢を与えるというのが非常に重要であります。そして、地域の住民たちにこのような夢を実現できるという自信を与えるのが非常に重要であります。また、地域の住民たちに、今は工事をしている最中なんですけど、日々少しずつ進んでいるということが、地域の住民たちの信頼感を得ることにつながっています。

今チラシを見ていただいていますけど、このチラシに書いているものはすべて実現できるように進んできています。また、特に裏側には日程が書いてまして、民国107年から113年までの間のすべてのことが無事に進んでいまして、来年が完成する予定になると思うんですけど、この間でも3年間コロナの影響がありましたが、無事に工事も進んだことで、非常に住民からの信頼を得ることができました。ありがとうございます。

川瀬：ご報告ありがとうございました。1点お伺いしたいのが、学校とか他の社会局のセンターの役割をもった機関も同じ建物に集約されるというところで、職員の交流とかも積極的にしていくことを想定しているのかなと思うんですけども。具体的に、たとえば、学校側と託児センターとか、他の部門の職員も交えた会議だったりとか、そういった他の部局の職員との交流みたいなところも将来的に想定されているのかということも聞きたいです。

校長：ご質問に対して、2つの面からお答えしたいと思います。まず1つは、空間の利用については、先ほどお話したスマートシステムを利用しながら、どのように時間帯によってこの空間を共有できるか、あるいは、限定した時間は共有できないというのもスマートシステムとしてみることができます。また、もう1つは、プロパティマネジメントの連携もとる予定になっていますので、異なる部門の職員たちの交流だったりとかは、学校側じゃなくてマネジメントに依頼して、交流とか、あるいは空間の利用とかをする予定です。

森口：ありがとうございました。幼稚園ももうすぐできるということ、それから高齢者もということで、ほんとに0歳から100歳まで、みんなが一緒に幸せに暮らせるような、そういう地域を目指して、すごく実行力もあってすごいなと思いました。

活動、運動というのは健康な人が健康を維持するような、そういうところを目指されているのかと思ったんですが、健康な状態からちょっと病気になって、医療とかそういうところとの連携というの、スマートシティですかね、この地域の中でそういう医療のある所は入っているのかとか、すでにどこか近くにあるのかとか、そういうところを。

里長：先ほど話した、高齢者の医療と運動、活動についての資源についてのことなんですが、今すでに、私の方は月曜から金曜の朝9時から11時までは、もう一つのサービスセンターで、高齢者たちと運動とか、高齢者とかの運動をしています。また、将来はこのプロジェクトが完成したあとは、カードキーというのがありまして、そのカードキーを使いながら、いつでも異なる空間に入り、施設を利用することができます。管理については、先ほどお話ししたスマートシステムというのが個人個人に対して、どのような空間を、どのような時間帯に使えるかというのをコントロールすることができます。また、いまは南機場のサービスセンターでは、1つの高齢者の健康計測というシステムがありまして、高齢者たちの身体能力をいつでも測定することができます。これは台北でも非常に進んでいるスマートシステムであります。

先ほどお話ししたサービスセンターなんですが、今日の予定は3時から実践協会の方と対談する予定だと思うんですが、お昼ごはんの食事が終わりましたら、だいたい1時半から2時くらいの時間で、1回もし良ければ、南機場の福祉サービスセンターを見学することもできますが、いかがでしょうか？

通訳：天下雑誌の方が、3つの質問を出しています。1つは、2014年に廃校になる予定だった時、学生数はどれぐらいですか？もう1つは、将来は12クラス2班という計画が出ていますが、どこからこの学生が入ってくるか、とい

うのが2つ目の質問です。3つ目の質問は、先ほど話した若者の自立住宅についてなんですが、構想する段階では、住民の反発がなかったか、という質問です。なぜこの反発についての質問をしたのかというと、以前は台北市で他の地区の中で、小学校の中で高齢者のサービスセンターと併設するという話があったときには、学生の親たちの反対が非常に多かったのですが、どのように学生の親を説得したか、そして住民の反対はなかったかというのが2つ目の質問です。3つ目の質問は、里長と校長先生はこの1年間努力をしてきたんですが、プロジェクトのおかげで、地域コミュニティにどのように変化があったかというのが質問です。

校長：先ほど話した学生の人数なんですが、以前はこの学校は36班あり、最大一番人が多い時は1500人の学生が居ました。廃校になったときの人数は150人で、全部で12班でした。現在は中継校舎ということで、8班しかなく、全部で学生数は90人です。構想としては、将来的に1学級は2班が入る予定なんですが、この近くにも他の小学校もありますので、競争がかなり激しいというのが現状です。でも、このような状況の中で、モンテソーリという教育をこの学校で実験する予定なので、今はすでにもう25人の定員がいっぱいになっています。また、現在はまだこの近くの地域の住民しかこの学校に入れないんですけど、将来的にこのプロジェクトが完成した時には、他の地域の住民の子どももこの学校に入れるように、当初の計画書で立てていますので、学生の人数に関しては、特にまだ心配するような頃ではないということです。

里長：今もうすでに、毎日何十件も電話がかかってきて、子どもがこの学校に入りたいという連絡がありますので、将来的には抽選の形で学生を学校に入れるようにすることになると思うんですが、この地区はそもそも高級住宅地ではないので、割と社会的貧困の立場の学生たち、あるいはその家族もこの地区に住んでいますので、住民の反発もいろいろありました。でも、実際は現状から見ると、学生たちは放課後行ける場所がないと、町でうろうろしたりとか、やはり犯罪とかにもつながりますので、私は今は子どもたちの技能訓練、そしてフードバンクとかと提携しながら、今やっていることがすで

にこの地域のコミュニティの住民に納得されているという状況なので、将来的には、将来の状況を見て、また対策を立てていくのがこれからの考えです。

地域コミュニティにどのような影響があったかという、今の状況としては、自分にとっては毎日電話が多すぎて、だいたいの電話が戸籍をここへ移動したいという方がすごく多いです。また、この学校が新しくなるというのが非常に地域に影響を与えますので、1つの大きなポイントとしては、台北市の都市更新施策に関するものなんですけど、この地区はそもそも、社会的弱者、あるいは貧困な家庭が非常に多くて、しかも多くの方が家賃を払ってここに住んでいますので、自分が住宅を所有しているわけではないので、将来的にこの近くも公営住宅を建てる予定になるので、どれほど都市更新をしても高級住宅地になるわけではないと思います。ですので、やはり1つの学校を最初の一歩としてコミュニティの更新、あるいは都市の更新を進めていきたいと思えます。また、他にも台北では安康という他の地区の都市更新が進められていましたが、中に住んでいた人たちがいろんところに追い出されたりとか、そういう事情があったので、この地区はそのような場所にならないように、学校を拠点として最初の一歩を踏み出していきたいと思っています。

(3) アンケート調査用紙

ヤングケアラーについてのアンケート調査協力をお願い

このアンケートは、家族などのケアをしながら、学校へ通っている子ども(ヤングケアラー)への関わりについて調査するものです。

質問に対する回答は諸条件ごとに集計するため、すべて匿名のものとして扱います。答えたくない項目があれば無理に答えなくてかまいませんが、調査結果は統計的に処理し、あなた一人の回答のみを問題にしたり、公表することはありませんので、ご協力いただけましたら幸いです。

なお、回答が終わりましたら封筒に入れ、封をしてご提出をお願いします。

研究者：関西福祉科学大学健康福祉学部 森口 由佳子

同志社大学社会学研究科 楊 慧敏

連絡先：森口 由佳子

関西福祉科学大学 健康福祉学部 健康科学科

moriguchi@tamateyama.ac.jp

Tel 072-947-2753

この調査は 2022 年度大阪公立大学都市科学・防災研究センターの助成を受けて行うものです。

1. 近年、ヤングケアラーという言葉が使われることが多くなりましたが、特に、いつ頃から、聞かれるようになりましたか？
以下の選択肢の中から、最も当てはまる番号に○を付けてください。

- 1) 今年に入ってから
 - 2) この1～2年以内
 - 3) 3・4年前
 - 4) 5年以上前
 - 5) 聞いたことはなかった
2. あなたの勤務する学校でヤングケアラーあるいはその可能性のある子どもたちと接したことはありますか。以下の中から、最も当てはまるものに○を付けてください。

選択肢： ある・ ない・ 分からない

3. 上記2で接したことが、「ある」と回答した方は、その子どもたちの行っているケアに該当するものすべてを、下記から選んで○を付けてください。（複数選択可）

選択肢：家の中の家事・ 一般的ケア・ 身体ケア・ 感情面のサポート・ きょうだいの世話

4. 上記2で接したことが、「ある」と回答した方は、その子どもたちの様子で気になる点があった場合、その内容を以下の選択肢の中からすべて選んで○を付けてください。（複数選択可）
また、選択肢がない場合、以下の、その他[_____]へ記してください。

選択肢：欠席が多い・ 遅刻が多い・ 居眠りが多い・ 成績不振・ 活気がない・ 不機嫌
その他[_____]

5. 上記2で接したことが、「ある」と回答した方は、その子どもたちの支援等で、他の教職員、家族、外部機関等と連絡を取り合うことがありましたか？
該当するものすべてを、下記から選んで○を付けてください。（複数選択可）
また、選択肢がない場合、以下の、その他[_____]へ記してください。

選択肢：他の教員・管理職・養護教諭・栄養教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・家族（保護者）・市区町村職員

その他[_____]

6. 上記2で接したことが、「ある」と回答した方は、その子どもたちがヤングケアラーであると分かったきっかけについて、該当するものすべてを、下記から選んで○を付けてください。（複数選択可）
また、選択肢がない場合、以下の、その他[_____]へ記してください。

選択肢：直接聞いた・子どもから話してくれた・他の教職員（学内）からの連絡・他の教職員（学外、進学の際等）から・家族から・調査票から・市区町村職員から

その他[_____]

7. 貴校には、外国にルーツをもつ子どもが在籍していますか？ 以下に○を付けてください。

(いる・ いない・ 分からない) ・その他[_____]

8. 貴校には、外国にルーツをもつヤングケアラーが在籍していますか？

以下に○を付けてください。

(いる・ いない・ 分からない) ・その他[_____]

9. 上記8で「いる」場合、外国にルーツをもっていないヤングケアラーとの違い（現状：出席、宿題、部活等の状況等）がありますか？
以下に○を付けてください。

(ある・ ない・ 分からない) ・その他[_____]

また、違いが「ある」場合、具体的な項目・内容を可能でした

ら下記に記してください。

➡項目・内容[_____]

10. 貴校では、外国にルーツをもつヤングケアラーを対象とする取り組みをしていますか？

(はい・ いいえ・ 分からない) ・その他[_____]

また、取り組みがなされている場合、その内容や課題を可能な範囲で下記に記してください。

➡内容[_____]

.....

*あなたの職種、勤続年数、年齢、性別を選択あるいはご記入ください。(複数回答)

所属：小学校・中学校

職種：小学校教諭・中学校教諭・養護教諭、栄養教諭、管理職、管理作業員、その他[_____]

勤続年数：[_____]年

年齢・性別：[_____]歳・[男性・女性]

*質問は以上です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

(4) FGI半構造質問事項

- 1 他の職種(機関)と連絡を取り合った後の対応
- 2 子どもから介護等を担っている話を直接聞いた時の状況や、その後の対応
- 3 ヤングケアラー支援に際して学校と地域との連携を強化するために必要と思われる課題
- 4 子どもが孤独・孤立に陥らないようにするため必要な対応等

(5) 日本におけるヤングケアラーの支援体制の問題点 類型化の分析を通して

楊 慧敏 (同志社大学)

1 はじめに

近年、ヤングケアラー問題が脚光を浴びるようになり、その実態の解明や対策の提起が急がれている。ところが、日本においてヤングケアラーの定義が明確でないという課題がある(濱島・宮川 2018: 23; 斎藤 2019: 38-9)。加えて、ヤングケアラーは家庭内のことで表に出にくく、実態の把握が難しい(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021: 49) ゆえに、「隠れた問題」と言われている(斎藤 2019: 37)。

この「隠れた問題」の実態を把握するため、研究者(北山 2011; 澁谷 2012; 宮川・濱島・南 2020: 2021 等)や日本政府(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2019: 2020: 2021; 株式会社日本総合研究所 2022)による、要保護児童対策地域協議会や支援団体および、子ども本人(小・中・高校生)を対象とした量的(アンケート調査)・質的調査(インタビュー調査)が行われた。それらの調査を通して、中高生の約 5%が家族の世話をしている(同上)が、自分がヤングケアラーであるという自覚がないことが明らかになった。加えて、ヤングケアラーが担うケア内容、ケアの頻度や負担などといった実態も解き明かしつつある。

実態が解明されている中、次なる課題は多様性をもつヤングケアラー(斎藤 2019: 36)を支援するにはどのような支援体制が必要となるかを分析することである。なぜならば、そういった分析を行って初めてヤングケアラーの問題解決(緩和)につながるからである。実際のところ、支援のための制度・政策を整備していくことの重要性が強調されてきた(澁谷 2017: 16)にもかかわらず、その整備が遅れている。

日本においてヤングケアラーを対象とした単独の支援体制を創設せずに、既存の支援体制またはその改革を通してヤングケアラーを支援する方向にある。例を挙げると、ヤングケアラーの家族へのケア負担の軽減または解消するため、世帯全体を支援する視点をもって福祉サービスなどの利用申請やケアプランの作成を行う(ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告 2021: 6)。ところが、そのような対策は果たしてヤングケアラーのニーズに対応できているのか、さらに言えば対策の組み立ておよび実施を図るにはどのような制度設計、サービス供給体制が必要となるかがまだ十分論じられていない。

そこで、本報告（稿）は明らかになりつつある日本のヤングケアラーの実態を踏まえて、既存の支援体制（制度設計、サービス供給）のヤングケアラーへの対応における問題点を明確にすることを目的とする。具体的には、まずは多様性をもつヤングケアラーの特徴やニーズを、「類型化」という手法を用いて明らかにする。類型化は多様性のある物事の大きな傾向を把握できるという特徴がある。ヤングケアラーの特徴やニーズの全体像が解明されていないことがその支援策の整備が遅れている一因として考えられる中、類型化を用いる分析の重要性は明白である。

次に、日本において既存の支援体制、つまり制度設計・サービス供給体制が上述した分析で解明した特徴やニーズに対応できていないこと（問題点）を明確にする。それを踏まえて最後に、ヤングケアラーの支援体制の整備ないし改革を行う際の重要な視点を、制度設計やサービス供給という二つの側面から試論的に提起する。

2 ヤングケアラーの特徴およびニーズ

格差社会といった今日の社会状況の中で、家族形態の多様化により、ヤングケアラーの姿が多様化していると斎藤（2019：36）が指摘する。多様であると言われているヤングケアラーは一体どのような特徴があり、そしてどのようなニーズを抱えているか。この節では、それらを分析していく。

2-1 ヤングケアラーの定義

「ヤングケアラー」はイギリス発祥のワードであり、日本では統一した法令上に規定した定義がなく、機関や研究者によってその捉え方に相違がみられる（宮川・濱島・南 2021：8）。例えば、ヤングケアラーの年齢について、「18歳未満」（北山・石倉 2015；澁谷・宮崎・高橋ほか 2020；河本 2020 等）と規定する場合もあれば、「子ども」（厚生労働省）という用語を使用する場合もある。

このような違いは、ヤングケアラーの認知度の低さや、本人の自覚のなさおよび支援体制整備の遅れなどに影響を与えている。本報告（稿）はヤングケアラー支援体制の問題点を明らかにするものであるため、本論に入る前にそのキーワードである「ヤングケアラー」の定義を簡潔に検討しておく。

既存定義を概観すると、ヤングケアラーの年齢上限、担う内容（ケア）やケアする相手などに違いがあることがわかった。それらの違いを、定義内容に基づいて表 1 のように示すことができる。項目ごとにみていくと次のようになる。

第一に、ヤングケアラーの「年齢上限」を、「18歳」と規定する傾向がある。表1にある12件の定義のうち、8件（番号4-11）がそのような上限を示している。これは語源の発祥地であるイギリスの法律に示された「18歳未満」と同様である。他には年齢ではなく、「子ども」（番号1・2）や「児童」（番号3）という表現を使用するケースもある。ただ、留意すべきことは、日本では法律によって「子ども」や「児童」の年齢範囲が異なる場合がある。例えば、「児童」について「児童福祉法」と「母子及び父子並びに寡婦福祉法」はそれぞれ、18歳未満、20歳未満の者とする。

第二に、ヤングケアラーが「担う内容/ケア」として、「ケア（世話）する相手」である家族の「世話/ケア」や「介護」および「家事」が多く挙げられている。その「世話」を、「年下のきょうだいの世話」（番号12）に具体化するケースもある。その背景には、きょうだいの世話をするヤングケアラーが全体の約4-6割を占めるという調査結果が上がっていることが挙げられる（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2021：157）。その調査では、その内容として家族の見守りや外出・通院の付き添いおよび薬の管理などといったより詳しい内容が提示されている。この点について下記の類型化にもう少し詳しく述べる。

また、「感情面/精神的のサポート」（番号6・12）、「通訳」（番号12）などもケアの内容として提示されている。世話や介護に比べて言及した頻度が低いが重視すべき点である。というのは、家族（主に親）が精神疾患をもつ場合、ヤングケアラーの「感情面のケア」の負担が大きい（蔭山・横山・坂本ほか2021）。加えて、近年外国にツールをもつ子どもの増加に伴い問題の顕著化し、支援の重要性が認識されるようになってきている中、日本語を第一言語としない家庭の通訳（翻訳）を担うヤングケアラーのことを視野に入れるべきであろう。

第三に、ほとんどの定義では「家族」をヤングケアラーが「ケア（世話）する相手」として定めている。とはいえ、その多くがすべての家族ではなく、障がいや病気（番号1・12）または、精神的疾患（番号4・10・11）のある家族に限定している。だが、定義には、ヤングケアラーが多くみられる傾向があるひとり親家庭（青木2018；澁谷2017；柴崎2005等）のことがふれられていない。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2021：39）によると、ヤングケアラー（906名）の約4割がケアをすることになった理由は、「ひとり親家庭であるため」である。ひとり親家庭の貧困率が高く（「子供の貧困対策に関する大綱（新）」）、そのヤングケアラーはケアにおいて担っている役割が比較的大きい。中でも、約2割が「担う内容/ケア」に提示されていな

い、「家族への経済的支援」を行っている（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2021：157）。

表1 ヤングケアラー定義

番号	出所	年齢上限	担う内容/ケア	ケア（世話）する相手	頻度	特記事項	
1	厚労省労働省：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2020：1）	—（子ども）	家事、家族の世話（本人本人が担うと認定されている）	親戚	日常的に	—	
2	一般社団法人ヤングケアラー協会	—（子どもや若者）	家族のケア	家族（障害や病気のある）	—（学業や仕事のかたわら）	—	
3	男女共同参画法の一部を改正する法律案概要	—（児童）	家庭における育児、介護、日常生活上の世帯その他の家事等	親戚	—	親戚に負担することにより全労その他の活動に支障を来している。	
4	「埼玉県ケアラー支援条例」	18歳未満	無償で介護、看護、ト常生活上の世帯その他の世帯	家族（身体上または精神上の障害または疾病等をもつ）、友人、その他の身近な人	—	—	
5	山本・平良（2016）		介護、看護、世帯	親やきょうだい（障害あるいは病気の重症を抱えている）、祖父母等	—	成人と同等の責任を担う	
6	青木（2018）		家事、家族の世帯、介護、感情面のサポート	親戚	—	—	
7	河本（2020）		—	—	—	—	
8	Becker, Dearden and Aldridge 2000		介護、世帯、サポート	—	—	—	
9	宇守・中村・高橋ほか（2020）		—	家族の世帯	家族（ケアが必要）	—	—
10	渡辺・田宮（2019）		—	家族の介護	家族（身体的・精神的疾患および障害をもつ、または薬物乱用を行っている）	—	—
11	木村・江尻（2020）		—	家族のケア	家族（障害や慢性病的病気、精神的疾患をもつ）	—	—
12	高川・藤島（2021）		—	家事、介護、情緒的サポート、世帯のきょうだいの世帯、雇職等	家族（障がい、疾病を有する、日本籍を第一言語としない等の理由で向からのリポートを必要とする）	—	—

出所：先行研究や資料に基づく筆者作成

第四に、ヤングケアラーがケアする「頻度」を提示しているのは番号 1 のみである。具体的には、「（前略）家事や家族の世話などを日常的に行っている」（厚生労働省HP；三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2021）。これは「特記事項」にある「過重に負担する」（番号 3）や「成人と同等の責任を負う」（番号 5）と並んでヤングケアラーの実態把握および支援にあたって重要なことである。家族の世話やケアを担うすべての子どもは課題があるまたは支援を必要とするわけではない。支援する必要があるのは、過度なケア負担を担い、勉強や日常生活に支障をきたすヤングケアラーである。したがって、ヤングケアラーへの支援の必要性の「有無」や、「有」の場合どのような支援が求められているのかを見極めるのは重要になってくる。

まとめると、ヤングケアラーの定義は、多様でありながらも年齢規定やケア（世話）する相手などに類似性がみられる。また、定義には含まれていないが、実態調査から読み取れる重要な事項（ひとり親世帯、家族への経済的支援など）がある。これらの分析を踏まえて、ヤングケアラーを次

のように再定義できる。

ヤングケアラーとは、高齢、（身体的・精神的）障がいや疾病および諸事情（ひとり親世帯、貧困など）により援助を必要とする家族に対して、介護、日常生活上の世話（育児、家事など）、通訳その他の援助（家族への経済的支援、感情面/精神的サポートなど）を行う、18歳以下の者という。

ヤングケアラーは家族構成やケアする相手の状況などによって担う負担が異なるゆえに、その特徴やニーズに相違がある（斎藤 2019：42）。そのため、支援体制を議論する際、それらの相違を明確にする必要がある。それは、あることを問題として捉える際、その対策を講じる前にまずは問題とは何か、当事者がどのような支援を求めているかを問わなければならないからである。要するに、ヤングケアラー問題の中身が明確でない時、その認知度の向上はもちろんのことで、有効な対策の打ち出しようがないだろう。

2-2 類型化—担うケアの内容とケアする相手を基準として

個々のヤングケアラーの特徴やニーズに対応した支援を行うのはもっとも望ましい。ところが、ヤングケアラーが多様化している中、有効な対策を検討するためにその特徴やニーズを端的に示す必要がある。類型化がその有効な手法として考えられる。それは上でふれたように、類型化は一見複雑に見えるものの大まかな傾向を示せるからである。

類型化を行うには、基準を設ける必要がある。本報告（稿）は、ヤングケアラーが、担うケアの内容と、ケアする相手を類型化の基準とする。基準の選定理由を述べると以下の通りである。

現時点で確認できたヤングケアラーの類型化研究は、濱島・宮川（2018）の一件のみである。濱島・宮川（2018：26-7）は、ケアの頻度や時間を基準にしてヤングケアラーを以下のような5つに分けられた。

- (1) ケアをしていると答えた
- (2) 週4、5日以上ケアをしている
- (3) 学校がある日に1日2時間以上のケアをしている
- (4) 学校がない日に1日4時間以上のケアをしている
- (5) 学校がある日に1日2時間以上、かつ、学校がない日に1日4時間以上のケアをしている

この類型化は調査対象者である大阪府下の公立高校生のケア役割の長期化や、担うケアの負担の重さなどを明らかにした（濱島・宮川 2018）。ところが、その負担を緩和または解決するにはどのような対策が必要となるかが検討されていないという課題が残されている。その要因として、負担の中身、つまり類型化に提示された1日あたり2・4時間以上のケアは、ヤングケアラーが、誰に、何のケアにかけているかが明確でないことが考えられる。

上述した先行研究の限界を克服するために、本報告（稿）はヤングケアラーが、「ケア（世話）する相手」と、「担う内容/ケア」を類型化の基準とする。これらの基準を、ヤングケアラーの特徴やニーズを一目瞭然でわかるマトリクス図の軸に落とし込むにはそれぞれの項目を規定する必要がある。ここでは図1に表示したように、縦軸にヤングケアラーが担う「対人・非対人」ケア、横軸にケア相手である「祖父母・親・きょうだい」を項目として置く。その理由を下記のように示すことができる。

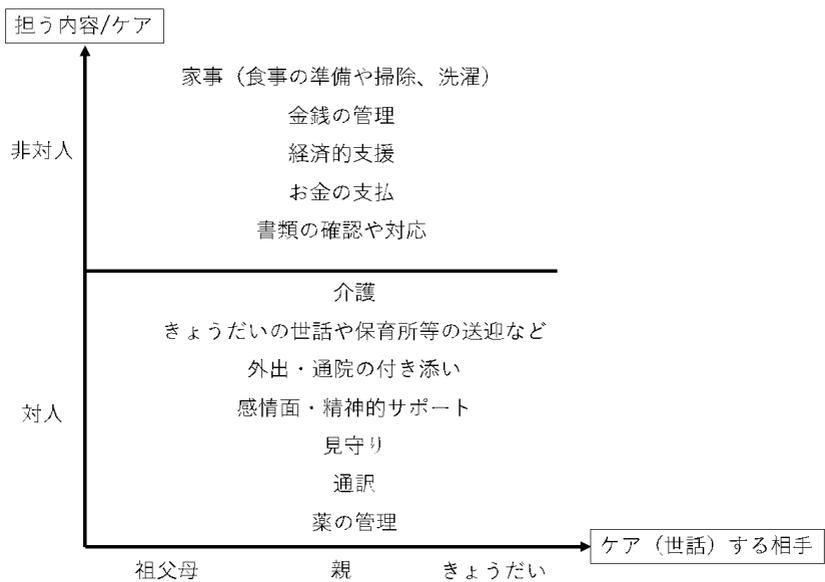


図1 ヤングケアラーが担う「対人・非対人」ケアの具体内容

出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2021）、濱島（2021）等により筆者作成

ヤングケアラーがケアする相手として「家族」が挙げられているが、家族の年齢や身体・精神状況などによって必要となるケアに相違がある。例えば、定義に示した介護は、ヤングケアラーが障がいをもつ親やきょうだいに行くこと場合もあるが、主な相手は高齢の祖父母になる。加えて、ヤングケアラーが担う世話の中身について、ヤングケアラーの理論的定義より実態調査とその調査用紙のほう詳しく示している。その具体的な内容は図 1 に示したように、定義にも言及された「介護」や「感情面・先進的サポート」以外、「外出・通院の付き添い」、「見守り」、「薬の管理」などの「対人」ケアおよび、「金銭の管理」や「書類の確認や対応」などといった「非対人」ケアがある。

実際、ヤングケアラーが 3 つのケア相手に対して、行っている（主に）ケアに相違があるか、ある場合そのような相違があるか、そしてヤングケアラーがどのような支援を求めている（ニーズ）か。

2-3. ヤングケアラーの 6 つの類型化

ヤングケアラーが担っているケアの特徴やニーズおよびそれらの相違を明確にするにはケア内容しか示していない図 1 だけでは無理がある。だが、実態調査とその結果を図 1 と照らし合わせるとその分析が可能である。なぜかという、多くの実態調査はヤングケアラーが、どのケア相手に、どのようなケアを行っているかなどに関する調査項目を取り入れ、調査を実施したからである。要するに、本報告（稿）が意図するヤングケアラーが相手ごとに担うケアの詳細およびその分析を、図 1 と実態調査を合わせてから行うことが可能である。

多くの実態調査が行われてきた中、この小節は、「子ども・子育て支援推進調査研究事業」の委託を受けた三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）および株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）による行われた、日本全国規模でのヤングケアラーの実態調査およびその調査結果を用いることとする。大阪府下の公立高校生（濱島・宮川 2018）や埼玉県高校生（宮川・濱島・南 2020）、茨城キリスト教大学の大学生（木名瀬・江尻 2020）など特定地域を対象としたヤングケアラー調査が数多くなされてきた。それらはそれぞれの地域のヤングケアラーの実態把握に貢献したことを否めないが、全国範囲がその射程に入れないという限界がある。全国規模でのヤングケアラーの実態把握がなされていないゆえに対応が遅れがちになっていると指摘されている（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2019：1）。このよう

な状況の中、調査範囲が特定地域ではなく、全国範囲の方がよりヤングケアラー全体像の明瞭化、対応の明確化につながりやすいだろう。

全国規模のヤングケアラーの実態調査について、表 2 に表示したように、2018 年から 2021 年まで上記の二つの委託先はいくつかの (Web) アンケートやインタビュー調査を実施してきた。その対象者は、要保護児童対策地域協議会や自治体だけではなく、一般国民および子ども本人 (小学生・中学生・高校生、大学生) まで及んでいる。以下では子ども本人である、「小学生」を対象とした調査 (株式会社日本総合研究所 2022) とその結果を、図 1 に照らし合わせて本人が負担するケアの中身や特徴などを検討していく。「小学生」にこだわる理由として次の 2 点を挙げる。

表 2 全国規模のヤングケアラー実態調査の概要

委託先	調査期間	調査対象者 & 調査方法
三菱UFJリサーチ&コンサルティング	2018年12月28日 - 2019年1月31日	全国の要保護児童対策地域協議会：アンケート調査 自治体・支援団体・当事者等：ヒアリング調査
	2019年12月17日 - 2020年1月14日	全国の要保護児童対策地域協議会：アンケート調査 自治体：ヒアリング調査
	2020年12月21日、2021年1月26日	中学校・高校：アンケート調査 中学生・高校生：Webアンケート調査
	2021年1月25日-2021年2月26日	全国の要保護児童対策地域協議会：アンケート調査 中学校・高校、中学生・高校生：アンケート調査、インタビュー調査
日本総研	2022年1月	小学校：アンケート調査、インタビュー調査 小学生 (6年生)：アンケート調査 大学生 (3年生)：アンケート調査 一般国民 (認知度調査)：Webアンケート調査

出所：各年度の調査研究報告書による筆者作成

第一に、ヤングケアラーのうち、「小学生」からすでにケアを担うようになった割合が高いことである。ケアをしている子どものうち中学生 (2年生) の半数が、そして高校生 (2年生) の2割が小学生の時からすでにケアを始めている (三菱 UFJ&コンサルティング 2021: 163)。なお、その多くが小学校 3、4 年生にあたる 9.8 歳から、中学校または高校、さらに子ども本人が大人になるまで続き、長期化している (三菱 UFJ&コンサルテ

ィング 2019 : 89–90)。ケアの長期化による子ども本人の学校生活や健康および性格形成などの影響を断ち切るためヤングケアラーの早期発見・把握の重要性はいうまでもない。

第二に、実態調査では、子どもの属性（小学生・中学生・高校生）によって担うケアの詳細に相違がみられることである。例えば、きょうだいへの世話について、小学生（6年生）と中学生（2年生）は「見守り」がもっと高いが、次に高いのは小学生（6年生）の「きょうだいのお世話や送り迎え」に対して中学生（2年生）が「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」である（三菱 UFJ&コンサルティング 2021 : 95 : 株式会社日本総合研究所 2022 : 108）。したがって、ヤングケアラーとはいえ属性により異なりがあるため一括して分析するのは適切ではないと考えられる。

「小学生」本人も調査対象とされたのは、日本総研が 2022 年 1 月に実施した調査のみであることが表 2 からうかがえる。その調査の概要を簡単に述べると、9,759 名の回答者（小学生）のうち、6.5%が家族の世話をしていると回答した。加えて、家族については「きょうだい」が 71%ともっとも高く、次いで「親」、「祖父母」である（株式会社日本総合研究所 2022）。調査結果をマトリクス図に取り入れると、ヤングケアラーを図 2 のような 6 つの類型に分けることができた。なお、番号付きのケア内容はヤングケアラーがそれぞれの相手に行うケア（複数回答）の主な（割合が高い）3 つである¹。図 2 からケアを担う小学生の特徴やニーズについて下記のことを読み取れる。

¹ 「きょうだい」の「非対人」ケアには、「家事（食事の準備や掃除）」と「その他」の 2 つしか挙げていない。それはきょうだいを相手とする「非対人」ケアに該当する「お金の管理」、「薬の管理」割合が 0 であるからである。

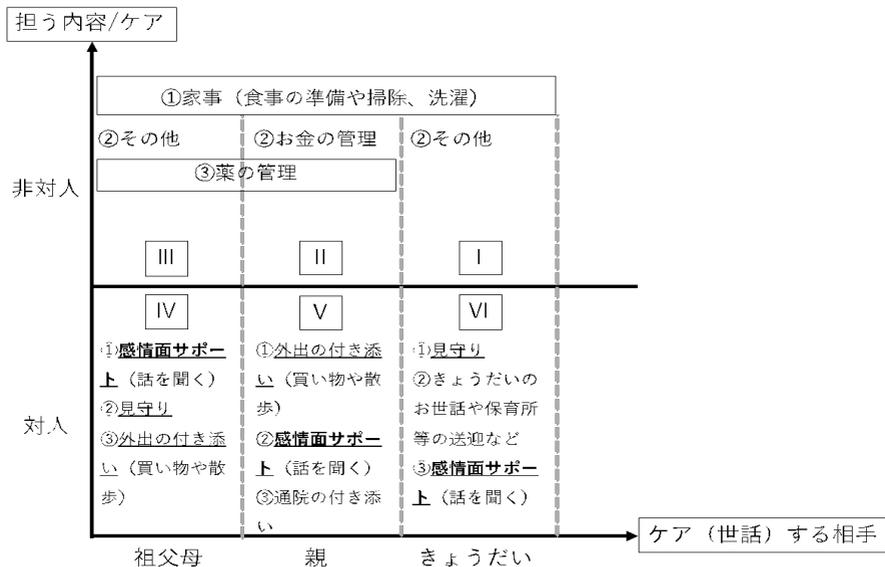


図2 ヤングケアラーの類型化

出所：筆者作成

1点目は、類型化IからIIIまでのヤングケアラーはそれぞれのケア相手に、「非対人」ケアである「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」を行い、しかもその割合がいずれの類型化においてももっとも高く示している。家事は家族をケアしているかどうかに関わらず、家庭教育の一環として位置づけも可能であり（柴崎 2005 : 140）、「お手伝い」と区別つきにくいことがその割合が高い要因として考えられる。

また、ヤングケアラーが家事を行うにあたって感じているきつさは、体力や気持ちの面での大変より「時間の余裕がない」である。「時間の余裕がない」がヤングケアラーにもたらした制約として、「宿題など勉強する時間がない」や「自分の時間がとれない」などが挙げられている（株式会社日本総合研究所 2022:117）。このような制約を受けているヤングケアラーは、家事代行サービスを利用するという要望があがっている。

2点目は、家事の次に並んでいるのは、類型化I・IIIの「その他」と、類型IIの「お金の管理」であり、その次にあるのは、類型化I・IIの「薬の管理」である。「その他」の詳細について調査研究には示されていないため追究できないことを断っておく。

なお、ヤングケアラーが「お金の管理」や「薬の管理」を担うようになった背景には、祖父母や親の高齢、身体障がいおよび精神疾患がある（株式会社日本総合研究所 2022:139-142）。ヤングケアラーはそれらのケアをすることに感じているきつき（2%-9%）は「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」（45%前後）や「見守り」（50%前後）に比べて圧倒的に低い。だが、お金や薬の管理はヤングケアラーやその家族の日常生活、健康ないし命に関わることであるため、重要視すべきだろう。

3点目は、類型化IVからVIにおいてヤングケアラーが担う「対人」ケアの内容や順位に相違がみられる。具体的には、3つの類型化には「感情面サポート」があがっているが、各類型化内の割合順でいうと、類型化IVが一番高く、類型化V、VIその次にきている。類型化間に共通するケア内容は、「見守り」（類型化IV、VI）、「外出の付き添い」（類型化IV、V）もある。他に特有のケア内容は、類型化Vの「通院の付き添い」と類型化VIの「きょうだいのお世話や保育所等の送迎など」がある。

共通項目である「感情面サポート」を除き、ヤングケアラーは親の外出・通院の付き添いを担うことが多いに対して、高齢の祖父母や幼いきょうだいの場合「見守り」が多いことがうかがえる。

また、図2の「対人」ケアには、ヤングケアラーの定義にケア内容として多く挙げられている「介護」「世話」がほぼ含まれていない。これは小学生のヤングケアラーがそれらのケアを担っていないわけではない。というのは、ヤングケアラーの8%が親、6%弱が祖父母、27%弱がきょうだいの介護ないし世話にあたる「入浴やトイレのお世話」を行っている（株式会社日本総合研究所 2022:108）。それらの割合は図に示した3つのケア内容より低いため、主なケアとしてあがっていない。割合、特に大人である祖父母と親の割合が低いのは、小学生であるヤングケアラーがおことなの入浴やトイレの世話をする力量の問題ではないかと考えられる。

まとめると、この小節は小学生を対象とした全国調査に基づいてヤングケアラーを、家族である祖父母・親・きょうだいに行う、非対人・対人ケアという2つの軸から6つの類型化に分け、分析した。その結果を簡潔に述べると、ケアする相手によりヤングケアラーが担う主なケア内容に違いがみられると同時に共通する点もある。その具体例を挙げると、類型化IからIIIの「非対人」ケアのうち、ヤングケアラーが3つのケア相手に行く割合がもっとも高いのは「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」である。その一方で、「対人」ケアの、きょうだいケア相手である類型化VIは、他の2類型化と異なって保育所等の送迎を含む。

2-4 小括

この節では既存の資料に基づいてヤングケアラーの定義、特徴およびニーズを検討した。その結果を下記の2点にまとめることができる。

第一に、定義の明確化がヤングケアラーの認知度の向上および有効な支援体制の構築にとって重要なことである。12件の定義および実態調査の結果からヤングケアラーを再定義した。簡潔に言えば、ヤングケアラーは、「高齢、障がいや疾病および諸事情により援助を必要とする家族に対して、介護、日常生活上の世話、通訳その他の援助を行う、18歳以下の者」を指す。

第二に、ヤングケアラーが負担する内容の可視化を図るには、ケアに費やす時間ではなく、「ケア（世話）する相手」と「担う内容/ケア」を基準とした。その上で、全国規模のヤングケアラー実態調査とその結果を活用して、ケアを担う「小学生」を6つの類型に分け、それぞれの特徴やニーズを分析した。その一例を挙げると、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」を担う割合が高い類型化ⅠからⅢまでのヤングケアラーは、家事（の一部）に関する支援が必要となる。

ヤングケアラーを既存の支援体制から支援するという方向性が示されている中、果たして既存の支援体制が上で分析したような特徴やニーズに対応しているかという疑問が残されている。

3 既存の支援体制の問題点

冒頭で述べたように、日本においてヤングケアラーへの関心が高まりつつあるが、具体的な支援が開始され始め、模索している状況で（河本2020：46）、まだ十分な見通しは立てられていない（澁谷2017：1）。加えて、ヤングケアラーの問題を、新たな支援体制を創設して対応するではなく、既存の支援体制で対応しようとする方向にある。したがって、ヤングケアラー支援の見通しを検討するには、既存の制度設計やサービス体制が、上で分析したヤングケアラーの特徴とニーズに対応し（でき）ていない部分を浮き立たせる必要があると考えられる。

3-1 制度設計—ヤングケアラーもインフォーマルな資源

上述した分析を踏まえて、この小節では現行の支援体制の設計上にヤングケアラーの特徴とニーズに応えられていない点（問題点）を、次の2点から考察する。

第一に、子どももインフォーマルな資源として捉えられていることであ

る。補足すれば、制度制定側（行政）は、健やかな成長や教育の機会を保障されるべき子どもが「家族」という「インフォーマルな資源」として捉えられ、ケアを負わせているということである。福祉制度は、父と母、それに子どもがいるという家庭構成を前提にして作られている。しかし、少子高齢化の深刻化や世帯規模の縮小化および居住形態の変化などの人口変動に併せて貧困問題の顕著化により、制度が前提とする家族構成や世帯の経済状況が実態とずれている。具体例を挙げて説明すると、図2の「非対人」ケアにはヤングケアラーが担う割合は一番高い「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」は福祉制度の「生活援助」にあたる。

しかし、福祉制度の一つである介護保険制度において、訪問介護の生活援助は、原則同居の家族等がいる場合利用できない。ただし、同居家族等が障がいや疾病等または、その他の止むを得ない事情によりそれらのケアを行うが困難な場合、適切なマネジメントによる利用者（主に高齢の祖父母）の個別状況により利用できる場合がある。その際、生活援助をケアプラン・訪問介護計画に位置づけた上で、利用者本人の分に限ってサービス提供を行うことができる。この点の詳細を次の「サービス供給」に譲ることとする。

なお、「その他の事情」について厚生労働省（2009：225）が提示した資料の別紙に次のような3つの事情が明記されている。

- (1) 家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- (2) 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- (3) 家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合
などなど。

「高齢」「介護疲れ」「仕事」といった表現から、想定されている「家族」が子どもを含まない大人のみ²だと推測できる。要するに、子どもが同居家族の生活援助を担うことがそもそも制度設計上に想定されていない。ところが、上で述べたように人口変動や経済状況などによりケアのしわ寄せは子どもに向かってしまっている。その結果、保障されるべき子どもが

² 「義務教育を修了する（中学校を卒業する）までは同居家族等の該当者から除外」する地域（昭島市）もある。

インフォーマルな資源（家族）として捉えられ、公的な支援が必要な家族のケアを担うことになる。

第二に、公的サービスについて、すべてのニーズに応えられないことと、利用者、とりわけ低所得者にとって自己負担が高いという 2 点の問題を指摘できる。まずはニーズへの対応について、第一に挙げた、制度は家族がいることを前提にして作られているため、すべてのケアをカバーすることは難しい。その一例として、家庭内保育サービスもあるが、公的保育サービスは主に保育施設といった家庭外で提供される。その結果、ヤングケアラーの 7 割がきょうだいの見守りや送迎などのケアを担うことになっている。

次に、公的サービスを利用する際、利用者およびその世帯の経済状況に応じた負担上限額が設けられている。だが、サービス利用の負担以外に、実費が徴収されるものもある。

幼児教育の無償化を例に挙げて説明すると、「新しい政策パッケージ」として打ち出された幼児教育の無償化とは、幼稚園、保育所、認定こども園の 3～5 歳児のすべて、0～2 歳児の場合住民税非課税世帯の利用料が無償となる（内閣府 HP）。だが、無償となるのはすべての費用ではなく、「利用料」のみである。それは、通園送迎費、食材料費、行事費などは含まれていなく、保護者の実費負担となることを意味する。

こうした制度設計の影響を受けて、一部の世帯では家庭内で家族のケアをせざるをなくなり、それらの世帯の子どもがヤングケアラーに陥る可能性がある。

3-2 サービス供給—ヤングケアラーへの支援が規定外

現行の支援体制のサービス供給は、ヤングケアラーの支援にあたっての問題点を次の 2 点から考察する。

1 点目は、福祉現場において、ヤングケアラーの存在が認識されることが多い（澁谷 2017 : 8）。これは、ヤングケアラーに対する認知度が低いのはもちろんのこと、福祉制度にそれらの者への支援サービスが組み込まれていないことをもたらした結果であると考えられる。ヤングケアラーが認識されていないゆえに、適切な支援が行き届かないという問題が生じる。

この問題は日本だけではなく、世界でいち早くヤングケアラー問題を重視し、支援体制の整備に力を入れてきたイギリスも直面したものである。Aldridge and Becker (1993 : 80) は、福祉制度やサービスは病気や障がいをもつ人を対象とし、その人をケアしている子ども（ヤングケアラー）のこ

とは認識されなく、それらの子ども（ヤングケアラー）への実質的なサポートに至っていないことがあると指摘する。

2点目は、上述した制度設計上の問題を受けて、支援者（訪問ヘルパー、ケアマネジャーなど）はヤングケアラーの存在を確認できたとしてもそれらの者への支援を行うことができない。その理由は、福祉制度の支援対象は利用者本人のみである。要するに、ヤングケアラーへの支援が制度の規定外であるため、それらの者への支援を計画に組み込むことや実施することができない。

4 重要な視点の試論的提起

上の節で明らかにした、現行支援制度の設計上およびサービス供給上の課題を緩和し、ヤングケアラーに適切な支援を行える体制の整備を図るにはどのような視点が考えられるかまたは考慮すべきか。

第一に、福祉ニーズを抱える本人だけではなく、その世帯全体、とりわけ（潜在的な）ヤングケアラーを支援対象範囲に入れることである。子どもを「家族」として捉えられているが、「家族」の力が以前より弱体化していることを考慮しないまま、「家族の助け合い」による形では、子どもにそのしわ寄せがいき、子どもの成長や教育などの子どもの権利が守られない恐れがある。

第二に、福祉ニーズを抱えるすべての世帯が公的サービスを利用できるよう自己負担、とりわけ低所得世帯の自己負担を見直すことである。

第三に、上記の2点の制度設計の視点を変えて、サービス供給において、支援者がヤングケアラーのケア負担を軽減するサービスを実施することである。

これらの視点をどのように制度設計やサービス供給に盛り込んでいけるか。ここでは、上でも例として挙げた「生活援助」をピックアップして論じる。

まずは、同居家族の有無に関わらず利用者の要介護・障がい状態に応じた生活援助は利用できるようにする。次に、同居家族が上述した3つの「その他の事情」および、ヤングケアラーがいる場合、ヘルパーはその家族の分の食事調理や掃除および洗濯を可能とする。

これらを実現するには、生活援助の一回のケア時間（60分以内）を引き上げる必要がある。利用者本人だけではなく、その同居家族の生活支援を行うには一定の時間がかかるからである。だが、このような引き上げは、支出が増加傾向にある福祉制度の財政支出のさらなる増大をもたらす懸念が残る。

5 むすびにかえて

本報告（稿）は、キーとなるヤングケアラーの定義の検討から出発し、類型化という手法に併せて実態調査を活用した分析を行った結果は、ヤングケアラー（小学生）は、家族の介護より、「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」や「感情面サポート」などの「対人・非対人」ケアをより多く担っている。加えて、ケアを担うヤングケアラーは体力や気持ちおよび時間の面でのきつさを感じている。

また、導き出したヤングケアラーの特徴やニーズに対して現行の支援体制の問題点、例えばヤングケアラーもインフォーマルな資源として捉えてしまい、支援が求められても行き届かない制度設計になっているという問題を指摘した。

最後に、制度設計やサービス供給をめぐる問題の緩和およびヤングケアラーへのより適切な支援を行えるには、ヤングケアラーも支援対象範囲に入れ、そのケア負担を軽減するサービスの組み込みや実施を行うといった視点を重要視すべきまたはしたほうが望ましい。

ヤングケアラーの実態が把握されつつある中、本報告（稿）は既存の研究や実態調査を活用してその一步先の支援体制（制度設計・サービス供給）に焦点を当てて議論を展開した点が大きな特徴として考えられる。ただ、ヤングケアラーであることは必ずしも子どもにマイナスな影響ばかり与えることと、それらのすべての者を支援すべきこととは限らないことを再度強調しておきたい。子どもがケアを担うことにより親子関係の逆転や不登校などの影響をもたらす（亀山 2021）と同時に、子ども自身がやりがいを感じたり、ケアを担うことを通して正の成長につながったりする場合もある。子どもの健やかな成長や教育を受ける機会を保障するには、ヤングケアラーの支援を継続して検討する必要があるだろう。

参考文献

- Aldridge, Jo and Saul Becker, 1993, *Children Who Care: Inside the World of Young Carers*, Loughborough: Loughborough University, Department of Social Sciences
- Becker, S., Dearden, C. and Aldridge, J. 2000 "Young carers in the UK: research, policy and practice." *Research, Policy and Planning*, 8(2): 13-22
- 青木由美恵（2018）「ケアを担う子ども（ヤングケアラー）・若者ケアラー—認知症の人々の傍らにも—」『認知症ケア研究誌』2, 78-84
- 一般社団法人ヤングケアラー協会 HP（<https://youngcarerjapan.com/>）

2022.02.12)

蔭山正子・横山恵子・坂本拓ほか (2021) 「精神疾患のある親をもつ子どもの体験と学校での相談状況：成人後の実態調査」『日本公衆衛生雑誌』68 (2) , 131-143

株式会社日本総合研究所 (2022) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」

亀山裕樹 (2021) 「ヤングケアラーをめぐる議論の構造：貧困の視点を中心に」『北海道社会福祉研究』41, 35-47

河本秀樹 (2020) 「日本のヤングケアラーの研究の動向と到達点」『敬心・研究ジャーナル』4 (1) , 45-53

北山沙和子・石倉健二 (2015) 「ヤングケアラーについての実態調査—過剰な家庭内役割を担う中学生」『兵庫教育大学学校教育学研究』27, 25-29

木名瀬公実子・江尻桂子 (2020) 「若者における家族のケア経験とその生活への影響：大学生を対象とした質問紙および面接調査から考えるヤングケアラーへの今後の支援」『茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科紀要』7, 33-44

厚生労働省「ヤングケアラーについて」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>, 2022.02.12)

— (2009) 「介護保険制度 訪問介護についてちょっとしたご案内」

濱島淑恵・宮川雅充 (2018) 「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況—大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より—」『厚生指針』65 (2) , 22-29

斎藤真緒 (2019) 「子ども・若者ケアラー」支援のための予備的考察—<ケアラー>支援と<子ども・若者>支援との接合—」『立命館産業社会論集』55 (2) , 35-50

「埼玉県ケアラー支援条例」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>.

2022.02.12)

「児童福祉法の一部を改正する法律案 概要 (ヤングケアラー支援法案)」

(<https://new-kokumin.jp/wp-content/uploads/2022/02/7f1b21a571bc81517bbf8b85b1ef7ccd.pdf>, 2022.02.12)

澁谷智子 (2012) 「子どもがケアを担うとき：ヤングケアラーになった人/ならなかった人の語りと理論」『理論と動態』5, 2-23

— (2017) 「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」『成蹊大学文学部紀要』52, 1-21

- (2018) 『ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実』中公新書
- (2021) 「ヤングケアラーの現状と理解」
(https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kaigi/kyougika/yotaikyoonference_r2.files/shiryo7_2.pdf. 2022.02.12)
- 澁谷智子・宮崎成悟・高橋唯ほか (2020) 『ヤングケアラー わたしの語り—子どもや若者が経験した家族のケア・介護』生活書院
- 内閣府 HP 「幼児教育・保育無償化について (日本語)」
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyoyouka/about/index.html>. 2022.04.20)
- 三富紀敬 (2000) 『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2019) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」
- (2020) 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン (案)」
- (2021) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」
- 宮川雅充・濱島淑恵 (2021) 「ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康感：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査」『日本公衆衛生雑誌』68 (3), 157-166
- 宮川雅充・濱島淑恵・南多恵子 (2020) 「高校生ヤングケアラーの存在割合とケアの状況—埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査」『厚生の指標』67 (12), 13-19
- (2021) 「ヤングケアラーの精神的苦痛：埼玉県高校の生徒を対象とした質問紙調査」『日本公衛誌』69 (2), 125-135
- 渡邊多英子・宮田菜奈子・高橋秀人 (2019) 「全国データによるわが国のヤングケアラーの実態把握—国民生活基礎調査を用いて—」『厚生の指標』66 (13), 31-35